

山谷会館落成!

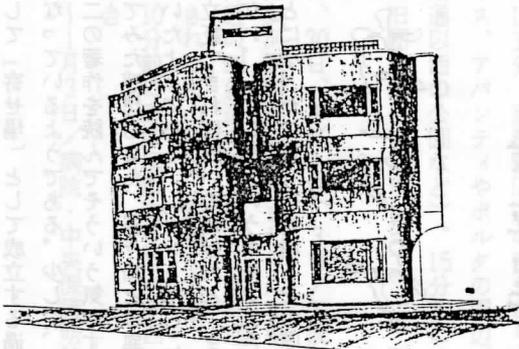
山谷に労働者解放運動の拠点を 小田原紀雄 (山谷労働者福祉会館) 設立準備会

● 現状 2

東京の寄せ場山谷に、これ以上はなかりうと思われ
好条件の土地を入手した。山岡強一さんが居殺された命
日、一月一三日に最終残金を決済して、山谷労働者が自
らを解放してゆくための活動拠点構築の第一歩を踏みだ
すことである。

号に「山谷労働者福祉会館」建設へのこ
「かせていただいてから、一九八九年三月
してきたことは、考えてみればこれだけの

われなが
けのこと
、次の仕
こフッフ
、している
はともか
ンイメージ



設計/宮内康

て少々昔かせていただくことにする。山岡さんの追悼集
の編集に携わったとき、編集者の勝手で使った詩がある
はよしと思
そらね ころん
むこうに蔭がぬれている
きのかたちのちいさな林があるだろう
あすこのころへ
わたしのかんがえが

でいっぱいのような所にある、わたしのかんがえ、佐藤
さんのかんがえ、山さんのかんがえ、そして無名のたく
さんの寄せ場労働者のかんがえが、みんな溶けこんでい
るきのかたちのちいさい林のようなものであつてほ
しいと願っている。叙情の問題では断じてない。「会館」
の「思想」の問題としてこう願っているのである。
実務報告とお願いに戻る。土地を入手したと言つてみ
たところで、七〇〇万円の借金をしているのだし、こ
れから三階建て、延べ一〇〇坪強の建物を建てなければ
ならない。建築費がどんなに少なく見積もっても、六〇
〇万円強になろう。今年の越冬には何としても完成さ
せて使用したいと考えている。現場からの要請でもあ
る。ときおり「一億火の玉」みたいな気分になったりも
するが、一歩一歩進むしかないと思成しながら努力して
いる。お願いばかりしているようで本当に心苦しいが、
力を貸してくださいと頭をさげ歩いて歩かない。宜しく
お願い申し上げます。

(郵便振替口座) 東京二一七八八四二
山谷労働者福祉会館設立準備会

十月十三日、山谷労働者福
祉会館の落成式が行なわれ
た。「寄せ場」は新しい拠
点を持った。寄せ場学会も
「祈禱室」を共同で借りて
すでに活動の足場にしてい
る。今回は間に合わなかつ
たが、次号「通信」は会館
特集の予定!

日比谷線に揺られて南千住へ向かう車両の中で「土方学入門」のコピーを忘れて来たのに気が付いた。初めて行く山谷なのであの地図などを参考に……と思ったが、なしならなしでその方がよい。十二月のはじめの数日、東京にいたことになって国会図書館に通ったり死刑廃止のフォーラム90という集会に参加したりして（と書くとはドク真面目なと誤解されるが）、ある一日、時間をとってみたのである。新しい山谷労働者福祉会館を覗いてみたり、附近を歩くだけでもその雰囲気は伝わるだろうと考えていたのである。

東海道中七トカラケ

下平尾直

それは違うな、と考えることになったのはほんの最近のことである。

西と東に於ける「寄せ場」という言葉の発生と定着自体、そして「寄せ場」として成立する過程自体がどうも異なっているようである。少し前、山谷に関する一、二の著作を読んでそういう気がするし、実際に行ってみた感想もまた、釜ヶ崎とは異なる空気を孕んでいたようである。（ホントはここから研究発表的に立証できれば良いのだけれど、まだまだ断定は出来ない。しかしそういうギモンにさえやっとなつてくことになったのは「寄せ場とその周辺」と

こと大阪において「寄せ場」と聞くと、すぐその言葉は釜ヶ崎と短絡してしまいがちである。それはある意味では適当なことなのかも知れない。意識するとしないうちに拘らず、新今宮駅周辺に赴くことはあるだろうし、また時折報道される釜ヶ崎の労働者の日常や警察の「暴力」などを見聞きしている、というところもある。ほくなどやはり「寄せ場」というと釜ヶ崎のイメージが強かった。

そして東京の山谷、名古屋の笹島など全国各地に釜ヶ崎と似たような「寄せ場」があるということを知ってからも、つい釜ヶ崎も山谷も笹島も寿町も同じような地域として括ってしまっていたのが、一寸

いう共同研究のために資料を幾つか読んでいた時で、つまり山谷と釜ヶ崎の違いが、その周辺との関係から追ってみた時——例えば吉原と飛田の山谷と釜ヶ崎のそれぞれの関係で——一層ほくの眼にも頭らかになったということである。）

その日が日曜だったせいから不分からそうなのか知らないが、駅前の歩道橋から「山谷方面」という奇妙な案内板に指示されて歩いてゆきながら、やはり山谷は閑散としていた。釜ヶ崎のような酔って騒いでの明るさは余り感じられなかった。釜ヶ崎はいつ行ってもどこか明るい。

山谷労働者福祉会館の建つ、いろは商店街周辺は

流石に賑わっていた。そしてその真ッサラな会館は商店街の入り口あたりに建つ、一見小ぢんまりとした確か緑が基調色の洒洒な建造物で、中は案外に広くまだ新品の匂いがして、どの部屋にも労働者が寝ていたのがユニークだった。ある部屋の人に聞いて（あとで聞くと争議団の人だったらしい）寄せ場学会の借りている部屋を探し、スママセン、と入ると会館の発行している通信の発送作業中で、ほくは喜んで（？）その作業に加わらせて貰った（少なくとも「ゲツ、しまった」という顔は出なかったと思う。努めて平静を装ったのである）。そういう事務作業が運動体で最も重要な作業だ、ということもわかりかけてきているのである。

その時松沢哲成さんに、労働者も吉原の「客」だったりするんでしょうか、と聞いたら「コワイから行かないんじゃないかな」ということで、ほくにはすぐにそのイミが呑みこめなかったのだが、つまり暴力団との関係ということである。少し歩いた程度なのだが、山谷の至る所にそういう空気を感じた。暴力団（警察も含めて良いと思う）のために自由に騒ぐことさえままならない鬱屈を忿怒からくる静けさ、太い矢印であらわせるような対立緊張関係が強力なのではないだろうか。それは釜ヶ崎のそれとはどこかが違っていた、としか言えないのだが。

今度はもう少し長く滞ってみたい。そうすれば一層、東海道の両端で十把一絡げに出来ない差異が、尚よくわかるのではないか、という気がするのである。（という変な感想文なのだった。）

（しもひらお・なおし／関西大学学生）

釜ヶ崎差別と闘う連絡会議

大阪府・市に申し入れ

釜ヶ崎差別と闘う連絡会議（代表・金井愛明西成教会牧師）は12月21日、大阪府庁と大阪府役所を訪れ、府と市に対してそれぞれ「釜ヶ崎労働者の怒りを背景としての申し入れ」を行なった。申し入れの趣旨や具体的な要請は、後段掲載の全文で述べられている。要は「府庁や市役所に石は飛ばなかったが、じつはそこにも向けられていたのだ」ということである。

府に対しては、山中きよ子府議（府会文化労働委員長）を紹介者として申し入れが行なわれた。府側の出席者は労働部職業対策課特別対策室の高名忠興室長、福祉部保険課指導室の北地武志室長補佐、企画調整部企画室（72年に設置された府の「あいりん総合対策連絡協議会」事務局を担当）の中平正子参事。これに窓口として府民情報室の椀田忠典総括参事が加わった。申し入れに対して府は「単なる事件で終わらせられない背景があることは感じる」と述べ、「どれだけ取り組みができるかは今後検討していく」として、一月下旬をめどに文書回答することを約束した。

一方、市への申し入れについては、民生局福祉部保護課（市の「あいりん対策」の窓口）の萩原史郎課長および課長補佐が応対した。申し入れを受けて市側は「先の暴動からも、労働者の内面に不満がたまっていただろうことはうかがえる。年明けに教育委員会、市民局人権啓発課ほか内部の関係部局とも討議して、しかるべくお答えできるよう協議する」と答えたが、回答の期日については明言を避けた。

釜ヶ崎労働者の怒りを背景としての申し入れ

大阪市長 西尾正也殿
大阪府知事 岸 昌殿

釜ヶ崎差別と闘う連絡会議
代表 表 西成教会牧師
代表幹事 矢田解放塾塾長
京都大学教員・日本寄せ場学会
西岡 智

池田浩士
沖浦和光
小関三平
藤間繁義
中道武美
野口道彦
土方 鉄
八木晃介
八木晃介
領家 穰
黒田伊彦
小柳伸頭
松繁逸夫

事務局長
釜ヶ崎資料センター
釜ヶ崎夜間学校
追手門学院大学教員
毎日新聞学芸部記者
大阪市立大学教員
作 家
矢田解放塾
釜ヶ崎資料センター
松繁逸夫

すでにご承知のように、大阪府・市が「あいりん地区」と呼ぶ釜ヶ崎において、十月二日、報道機関によって世に広く伝えられた西成署巡査長と地元暴力団との癒着事件につき、釜ヶ崎日雇労働者の怒りを基盤とした抗議行動が展開されました。それは連日五日間にも及ぶ激しいものであります。その間の出来事については、全幅の支持を与え難

いながらもあります。しかしながら、そのことを理由に単なる「暴動」とし、治安対策上の問題としてのみ考え、労働・民生等の行政とはならぬ関わりのない出来事であったとの判断がなされるべきではないと私達は考えます。それどころか、今回の釜ヶ崎労働者の怒りの表われは、これまでの府・市の縦割り行政に基づく「あいりん対策」の破綻を示すものであり、釜ヶ崎の現状に即した新たな府・市一体となった「対策」が求められていると解すべきであると考えます。市長・府知事連名で同一の申し入れを行う所以であります。

確かに、今回、西成署巡査長と地元暴力団との癒着事件をきっかけとする一連の釜ヶ崎労働者の抗議行動は、西成署にある労働者蔑視の傾向に汚染された警察官の労働者に対する日常の粗野な対応、あるいは、街頭にいくつも設置されている監視カメラから与えられる釜ヶ崎労働者総体が犯罪予備軍視されているという日常の被差別感などを背景とする怒りが第一の要因であると判断されます。その限りにおいては、大阪府公安委員会の責任が深く問われるべきであると考えます。

しかし、一方で、抗議行動の持続と西成署から離れた場所への行動の広がりなどを見ると、多数で多様な若者たちの登場というかつてない現象がその意味を見失わせがちではあるが、労働者のすべてとはいわれないまでも、一定部分の労働者の中に、いまある「釜ヶ崎体制」を不満と怒りで打ち壊したいというエネルギーが高まっていったという点は、見落とされてならないと考えます。現在の「釜ヶ崎体制」を支えている要素としては、

「市立更生相談所」・「あいりん職安」・「西成労働福祉センター」・「医療センター」・センター一階での「相対方式」という就労方法などが挙げられるが、これらは、過去の「暴動」と呼ばれる労働者側からの問題の突き付けに対して、行政側が社会的認知に基づき、既存の労働・福祉行政の枠を基盤としながらも、かつて就労申告書を正規の雇用保険印紙の代用として認めていたことや単身で簡易宿泊所住まいの労働者を専らに対応する民生窓口を釜ヶ崎地区内に設けたこと、あるいは「越年対策」・夏冬の「福祉更生一時金」の支給などにみられること、釜ヶ崎の現実になるべく即した弾力運営をすることにより、一定の役割を果たす機関として定着してきたものと見受けられます。その限りにおいては、評価されるべきであります。その限りにおいては、評価されるべきであります。それぞれの機関が定着し、「行革」臨調の時代を経た今日では、それぞれの機関において、既存の労働・福祉行政の枠組への閉じ籠もりが強化されているように思われます。

「あいりん職安」は、日雇労働求職者給付金（アプレ手当）の支給総額を減らすために、従来住民票変わりに認められていた「ドヤ証明」を認めようとはせず、これまでは必要とされていなかった「雇用主」の「就労証明書」の提出を強要するなどして、新規の「日雇労働被保険者手帳（白手帳）」の発行を事実上制限しているし、「越年対策」については、「福祉更生一時金」については、激減しています。また、「福祉更生一時金」については、その支給そのものの取り止めが論議されています。

「市立更生相談所」は、施設収容を第一として、労働者が増大し続ける釜ヶ崎の現状に対応

しようとするれば、常に受け入れ病院や保護施設の拡充が行われなければならないのに、必要な措置がとられていず、受け皿不足は相談に訪れる労働者の切り捨てによって糊塗されているに過ぎません。それどころか、地区内の単身で簡易宿泊所住まいの労働者に対応する民生窓口が、施設収容を第一としているために、他地区では認められている簡易宿泊所を住所地とした生活保護（居宅保護）が受けられないという弊害すらあります。

釜ヶ崎の労働者の生活実態の大枠が変わらず、高齢化や新規参入者の増加などの新たな問題を見るにいたっている今日において、行政の諸機関が、釜ヶ崎で定着するために必要であるとして採用した弾力運営という方針を捨て去り、既存の労働・福祉制度の枠内でのみ仕事をする傾向を強めれば、労働者にとっては、「市立更生相談所」や「あいりん職安」が、労働者を差別・選別する機関となったと受け取らざるを得ないのではないのでしょうか。この点で言えば、「市立更生相談所」や「あいりん職安」も西成署同様の権力機関により近いものとなっており、今回の労働者の怒りの底流をかもしだしたものと考えます。

以上の判断に基づき、私達は次のことを申し入れます。

一、従来の縦割り行政を改め、現実に即した「対策」が府・市共同のもとに立てられ、実施されること

そのために、

① 府・市協力のもとに、釜ヶ崎の現状を把握しなおす調査を実施されること

② 既存の労働・福祉行政の枠組を超える総合的な釜ヶ崎対策を模索するために、府・市共通の審議会を設置すること

③ 既存の労働・福祉行政の枠組を超える釜ヶ崎対策を有効なものとするために、特別立法を国に求めること

二、緊急に現在の「あいりん対策」を見直し、各行政機関において釜ヶ崎の現実にあった対応がなされるよう指導すること

そのために、市長・知事が先頭となって、釜ヶ崎地区内の各種団体との懇談会を設け、当面改めるべき点について意見を聞くこと

三、釜ヶ崎労働者の怒りが、第一義的には警察官から日常こころむる差別的な取り扱いに向けられたものであることは明らかであり、警察官に対する啓発を行うと共に、労働者への人権侵害の象徴として存在する街頭モニター・テレビカメラを早急に撤去すること

四、釜ヶ崎労働者の怒りは、世間にある釜ヶ崎労働者に対する偏見・蔑視に対しても向けられたものであると考えられ、そう解する根拠も現実に挙げ得ることから、市民全般に対する啓発活動を行うこと

五、以上の申し入れに対しての基本的な見解を早急にまとめ、当会に伝達する場を設けること

以上

一九九〇年二月二一日

以下は、9月8、9日の運営委（広島）決定に基づき、西日本支部で作成、寄せ場学会として12月1日に発表した声明です。

日本寄せ場学会は

「即位の礼・大嘗祭」をはじめとする 天皇制の強化に反対します

わたしたちは「即位の礼・大嘗祭」の強行と天皇制の強化に反対し、わたしたちの見解への理解と賛同を呼びかけます。

前天皇の死と新天皇の就任にともない、政府は、多くの異論や抗議を無視して一連の即位儀礼を国家的行事として強行してきました。なかでも、天皇が「神」となる儀式であることが明らかな「即位の礼」と「大嘗祭」は、政教分離や思想信条の自由を明記した現行憲法をすら踏みじり、主権者であるはずの「国民」に天皇への臣従を誓わせることがその真の意味であって、わたしたちは、これらの儀式をとうてい容認することなどできません。

わたしたち「日本寄せ場学会」の会員、ならびにこの学会の活動に深い関心をよせるものたちは、去る2月10日、右翼による長崎市長狙撃事件を考える緊急集会を開催して、天皇と天皇制にたいする批判や異論を暴力によって封じようとする動きを許さない、という意志を表明しました。そして今回、10月21日には、強行されようとする「即位の礼・大嘗祭」について学習し討論する集まりをもち、これらの即位儀礼と、それを機にますます進められようとする天皇制の強化が、寄せ場を研究し寄せ場に関心をいさぐ人間として決して容認しえないものであることを、確認しました。

従来からも、寄せ場とそこに生きる人びとにとって、天皇という存在や天皇制という社会制度は、他人事として見すごすことができなものでありつづけてきています。東京の山谷、大阪西成の釜ヶ崎、その他、「寄せ場」と呼ばれる日雇労働者の町では、天皇主義を看板とする右翼暴力団が、賃金のピンハネ、暴力飯場などなどによって、労働者に寄生し、労働者を文字通りしばりつけています。労働者自身が団結し、労働組合を結成してみずからの権利をまもりはじめると、これら天皇主義右翼はなんとしてでも利権と縄張りを維持しようと、むきだしの暴力で労働者に襲いかかってきます。たとえば東京山谷では、労働者と連帯して寄せ場労働者の真の姿を映画で描こうとした映画監督が2人までも、「皇誠会」を名のる右翼暴力団によって殺されました。

かつて、天皇の名によってなされた侵略戦争のなかで、日雇労働者たちは、きわめて安価な労働力として、基地や飛行場の建設にかりだされ、植民地や占領地域から強制連行された「ロームシャ」（この日本語がアジア各地で通じるようになった）たちとともに、天皇のための奴隷労働のなかで使いすてられました。そしていま、老齢や労務災害（仕事中のケガ）や病氣のために日雇労働さえできなくなって野宿を余儀なくされている人びとは、天皇や皇族たちがやってくるたびに、公園その他から強制的に排除されて、警察の留置場や精神病院（！）に収容されます。天皇や皇族の目に「汚い」ものがふれてはならないからです。このことがなによりもよく物語っているように、身も心もすりへらして労働し、そのあげく使いすてられる下層労働者たちは、「高貴」な天皇や皇族の目を「けがす」ような「賤しい」存在でしかないのです。

寄せ場と寄せ場労働者の現実を直視するとき、わたしたちは、天皇制という社会制度が、同じ人間のなかに「貴い」人間と「賤しい」人間との差別をつくりだし存続させるものであることを、認識せざるをえません。ある「障害者」施設では、天皇が視察に訪れたさい、あらかじめ施設の「障害者」全員を噴霧器で「消毒」した、という驚くべき事実さえあります。「即位の礼・大嘗祭」は、このような天皇を、さらに「神」にまで押し上げ、その対極にある「賤しい」存在をさらに低くおとしめ、その神にたいする「臣従」をわたしたちに誓わせるとともに、「賤しい」存在にたいしてさらに深い差別意識をわたしたちに植えつけるものにほかならないでしょう。

「国民」を代表するという総理大臣が「即位の礼」で、あろうことか「天皇陛下万歳！」を唱えたことの中には、天皇とわたしたちとの関係が、如実に示されています。こうした関係が今後ますます当たりまえのことにされていくとしたら、主権在民という基本理念が否定されるばかりか、「障害者」「在日外国人」「被差別部落民」など社会的弱者とともに寄せ場労働者の人権も、ますます踏みにじられていくでしょう。

主権在民という大原則を消し去ってしまわないためにも、そして人間に「貴」と「賤」があってはならず、天皇の名によって人間としての尊厳と権利を踏みにじられる存在があってはならない、というきわめて当たりまえの理由からも、わたしたち「日本寄せ場学会」会員ならびにこの学会の活動に関心を寄せる有志は、「即位の礼・大嘗祭」に強い異議を唱え、いかなるかたちでの天皇制強化の動きにたいしても反対していくことを、ここに表明するものです。

1990年12月1日

日本寄せ場学会 会員ならびに会員外有志一同

各地の90/91越冬闘争・越年期活動概要

岩 寿 笹 島 釜 ヶ 崎 築 港 京 都 広 島 高 松 北 九 州 久 留 米

寄せ場に厳しい越年期がやってきた。各地で取り組まれている越冬闘争や、夜回りを中心に行なわれている地域活動を、スケジュールのみだが、まとめて紹介する。

※山谷

- 12月26日/午後6時30分より山谷労働者福祉会館2Fホールにおいて「越冬闘争突入宣言集会」
- 28日/午後3時、玉姫公園において越冬突入
- 越年期は毎週土曜日午後8時より人民パトロール開始
- 1月4日/午前、公園撤退。午後2時より「大カンパ行動」
- 13日/正午より玉姫公園において「金町解体! 日雇全協総決起集会」。集会後デモ

※寿

- 12月29日/午前よりテント村建設。午後6時より生活館4Fにおいて「第17次寿越冬闘争突入集会」

集会

- 29日/1月3日/午後9時よりパトロール
- 30日/午前9時よりセンター3Fにおいて越冬対策・窓口闘争(31日、1月2日も)
- 31日/冬まつり。午後4時より寿公園で年越しそば
- 1月1日/冬まつり。正午より寿公園でもちつき大会
- 2日/冬まつり。午後1時より生活館4Fでノド自慢大会
- 4日/午前9時より中区役所闘争。午後、打上集会
- 5日/7日/ブレハブ自主管理闘争

※笹島

- 12月25日/午後6時/7時寄せ場にて、7時/8時西柳公園にて「越冬突入集会」
- 25日/1月10日/午後8時より地下鉄名古屋駅北側構内にて炊き出し提供(準備は布池福信館で)、労働相談、医療相談

- 25日から1月5日までは医療相談に加えて診察も行なう(時間・場所は同じ)

- 26日/1月11日/午前1時より米、名古屋駅、笹島周辺のパトロール(西柳公園に10分前に集合)

- 29日/1月9日/生活・医療要求行動。午前8時に西柳公園に集合し、労働者から相談を受け、中村区役所へ(午後2時)

- 1月1日/午前10時より西柳公園でもちつき大会

- 3日/午後、船見寮にて無料宿泊所診察医療相談

- 10日/午後7時より西柳公園にて越冬総括集会
- 11日/午前6時より寄せ場にて越冬総括集会

※釜ヶ崎

- 12月25日/午後6時より三角公園において「第21回釜ヶ崎越冬闘争突入決起集会」。終了後、医療センター下に越冬拠点設営↓フトンしき・医療パトロール開始
- 26日/1月8日/午前8時より医療センター下で医療相談
- 26日/午前10時、大阪港での越冬カンパ活動。昼、矢田解放子ども会ともちつき・交流会。午後3時より(暴動)救援会の学習会
- 28日/大和中央病院抗議・糾弾行動(午前7時30分にセンター1Fへ集合)
- 29日/31日/朝、大阪市の越冬臨時宿泊所受付

全員入所要求行動。午後6時より三角公園にて「全員入所要求！不当却下糾弾集会」。

●29日／1月3日／午後8時、三角公園より人民パトロール出発。午後9時と午前3時、三角公園で炊き出し。午後10時、医療センター前より医療パトロール出発

●1月1日／午後1時より三角公園で「えっとうまつり」（ノド自慢大会など）

●1日／3日／午後6時より三角公園にてえっとう映画会。

●2日／午前10時より三角公園でもちつき大会

●3日／午前9時よりソフトボール大会

●4日／対大阪市抗議デモ（午前8時よりセンタ→三角公園→日本橋筋→市庁舎のコース）。続いて対大阪府労働部抗議行動

●8日／午前5時、医療センター下のフトン撤収

●9日／連日の医療パトロールはこの日をもって終了。10日からは越冬実が週1回、釜ヶ崎キリスト教協友会が週4回行なう医療パトに継続される

※築港

（福岡日雇労働組合、第六回福岡越冬闘争実行委員会／☎〇九二二二八一〇五三四）

（すでに12月16日に「福岡越冬闘争突入集会」を開催している）

●12月／1月末の毎週月・金／午後8時ごろより人民パトロール（吉塚カトリック教会に集合）

●1月2日／4日／博多駅裏の音羽公園において拠点越冬闘争

第1日 建て込み、テント設置、呼び掛け人パトロール、泊まり込み

第2日 団結ぞうに大会、労働・医療相談受付、泊まり込み

第3日 博多駅頭情宣、解体・撤収、福祉事務所窓口闘争

※京都

（日雇労働者の人権と労働を考える会（&きょうとキリスト者夜まわりの会）／☎〇七五一六七一一八四八三本田次男さん）

（通年的活動の一環として取り組まれている）

●12月26日、29日、31日、1月2日／午後10時30分／11時15分、京都駅周辺の夜まわり（八条コンコース、アバンティヤポルタの周辺、駅階段、堀川通以西の公園など）。15分前に京都駅八条口の旧団体待合室（現ASTY U'ING PARK）に集合

●12月27日、30日、1月1日、3日／午後10時／11時、四条河原町周辺の夜まわり（木屋町通／烏丸通付近の四条通の地上地下、寺町通、鴨川周辺、できれば円山公園、四条 大宮、五条通など）。10分前に四条河原町交差点南西の高島屋前に集合

●12月29日／1月3日／病院・中央保護所訪問など

※西部各地

広島（野宿労働者の人権を守る広島夜廻りの会／☎〇八二二二二二二二七六五三）

（すでに12月2日に夜廻りよびかけ・越冬突入集会を開催している）

●12月／2月末の毎週水曜／人民パトロール・夜廻り（カトリック観音町教会を午後8時30分出発）

宮岡松（野宿者への炊き出し・衣料出し・夜廻りの会／☎〇八七八一六六一八五三七）

●12月下旬／2月初頭／毎週1回人民パトロール

北九州（北九州越冬実行委員会／☎〇九三一六五一六六六九）

（すでに12月9日に「北九州越冬突入集会」を開催している）

●年末年始にかけて人民パト、差別襲撃への反撃の対教育委員会抗議行動、当該学校行動、日雇労働者切り捨ての差別行政糾弾・福祉事務所への抗議申し入れ行動などが予定されている

久人切田半木（比嘉敏勝さんを支援する会／☎〇九二二二八一〇五三四福日労気付）

●今夏以降の活動をふまえ、今後をにらんで準備

・論議中

●1月17日／午後1時30分より福岡地裁久留米支部にて比嘉敏勝さん裁判の第5回公判（検事側被告人尋問など）

西部各地の越冬・夜まわりの取り組みに関しては、山谷労働者会館を支えるものと、福岡が発行している「いかのもと」第参号を参照させていただきました。

十月二十七日、東京・山谷労働者福祉会館において運営委員会が行なわれましたが、告知の不徹底などにより参加者少数のため、学会が借りている同会館の一室の運営・利用方法などの討議は次回に持ち越されました。当日、討議されたのは以下の点です。

- (1) 年報「寄せ場」第4号の内容について
 (2) 「フォー・ビギナーズ・シリーズ」(日雇労働者

の街)寄せ場」について——内容の検討が若干行なわれ、目次案が出されました。

(3) 広島修道大学当局による教職員五名の懲戒解雇、三名の出勤停止処分について——この処分は十月九日に出されたものですが、被処分者(学生会員)より「処分は不当なもので、学会からも抗議の意志を表示してほしい」旨の要請を受けました。討議の結果、「新聞記事等からうかがえる範囲内でも納得できない点について、疑義をただす内容の要請文を運営委員会名で提出することとしました。

なお、次回運営委は現在、日程折衝中です。

要 請

新聞等の報道によれば、このほど貴大学は、「就業規則」にもとづき、五名の教員を懲戒解雇、三名の教職員を出勤停止とする「処分」を行なったとのことです。

この「処分」を受けた教員諸氏のうちには、「日本寄せ場学会」の会員がふくまれています。私たちは、共通のテーマと取りくむ研究者としての立場から、貴大学における今回の「処分」に深い関心と憂慮を抱かずにはいられません。

とりわけ、研究・教育の根幹にかかわるつぎの諸点について、貴大学の責任あるご説明を、私たちは要請します。

一、一時に五名の「懲戒解雇」と三名の「停職」という処分は、日本の大学史上未曾有のことで、このような大量の、しかも重い処分を行なわなければならないだけの「罪状」が、被処分者諸氏に、本当に存在したのでしょうか？

二、前項と関連することですが、処分通知書には、具体的な理由が記載されていない、といわれています。もしもこれが事実であれば、被処分者だけでなく社会をもとうてい納得させるものではありません。この点について説明して下さるよう要請します。

三、報道によれば、今回の「処分」は、当該教授会の議を経てなされたものではない、とのことです。公立・私立を問わず、大学におけるあらゆる不利益処分は、被処分者の人権擁護の観点からも大学の自治の観点からも、最大限の慎重かつ民主主義的手続を経ることが必須とされています。この点から、今回の「処分」に疑義をはさざるをえないと考えますが、いかがでしょうか？

四、大学の構成員として重要な位置をしめる学生たちにたいする責任を、今回の「処分」はないがしろにしているように思います。この処分によって教育や研究のうえで学生におよぼす影響や不利益について、貴大学はどう考えておられるのか、明らかにしていただくよう要請します。

一九九〇年十月三十一日

日本寄せ場学会 運営委員会

広島修道大学学長 香川不苦三殿

【付記/同文のものを「修道学園理事長 土谷太郎殿」あてにも送った】

手 取 扱 日 同 と よ り

▽十月十三日、寄せ場学会に対し笹島日雇解放運動協議会、笹島キリスト教連絡会、手室幸雄さん救援合同対策委員会の連名で、現在名古屋地裁で「傷害致死」事件として係争中の、手室幸雄さん裁判に対する支援を求める要請書が送られました。このスペースを使って要約してお伝えします。

▽【事件の概要】手室幸雄さん(四十七歳)は北海道生まれ。木彫り師などをした後、一九八七年ごろより東京や名古屋で日雇労働者として働く。今年九月、名古屋市公園で休憩中、日雇労働者仲間のAさん(酔っていた)より「アイヌは帰れ」などと差別的な言葉を浴びせられ、あごヒゲや腕の毛を引っ張られる、足を蹴られるなど侮辱的行動を受けた。手室さんは度重なる差別的言動に怒り、Aさんの腹部を蹴るなどしたところ、Aさんはそのまま意識を失い、二時間後に救急入院先の病院で死亡した。

【裁判闘争】今回の事件は、被差別・疎外状況におかれた者どうしによる不幸な事件である。手室さんの行為を「粗暴な行為」として人格に帰することはできず、根本的な原因は日本社会のアイヌ差別にあると受けとめている。そのことの正しい理解なしに公正な審理はなしえないだろう。【要請事項】①本裁判に対する支援の意志を決定し、表明してほしい②名古屋拘置所に拘留中の手室さんに支援・激励の意志を伝えてほしい③裁判所に向けて公正な審理の実施と早期保釈を要望してほしい。

▽「通信」では、改めて次号か次々号で、この問題に紙面を割きたいと考えています。